

# 福田保育所

## 重要事項説明書

令和8年4月1日現在

### (1) 運営主体・利用施設

保育所の設置者	朝倉市 代表 朝倉市長 林 裕二						
利用施設	種別	認可保育所					
	名称	福田保育所					
	所在地／連絡先	朝倉市小隈277-1／0946-22-4419					
	管理者	所長 梅野 裕美					
	認可日／確認日	昭和28年3月31日／平成27年4月1日					
施設の目的及び運営方針	<p>本所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。</p> <p>◇児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p> <p>◇保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、保育及び教育を一体的に行うものとします。</p> <p>◇児童の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に支援等を行うよう努めるものとします。</p>						
利用定員	60 人	3号			2号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		3	20		37		

※0歳は、生後6か月から受入れ。

### (2) 施設の概要

敷地	敷地全体		3897.10m <sup>2</sup>			
園舎	構造		鉄筋コンクリート造			
	階層／延べ床面積		1階		792.43m <sup>2</sup>	
主な設備	ほふく室	1室	57.00m <sup>2</sup>	事務室（医務室含）	1室	61.79m <sup>2</sup>
	保育室	5室	246.15m <sup>2</sup>			
	遊戯室	1室	77.05m <sup>2</sup>			
	調理室	1室	52.76m <sup>2</sup>	屋外遊技場	1737.00m <sup>2</sup>	

### (3) 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1 人	1 人	0 人	保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任保育士	1 人	1 人	0 人	所長を補佐し、保育業務の統括を行う。
保育士	12 人	8 人	4 人	保育に従事し、その計画を立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
保育補助者	0 人	0 人	0 人	保育士の職務を助ける。
調理員	3 人	2 人	1 人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

※非常勤…1か月当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間に満たない職員

(4) 提供する保育の内容など

提供する保育の内容	保育の提供、給食の提供、一時預かり保育、延長保育		
保育を提供する日	月曜日～土曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く。）		
保育を提供する時間 (右記の時間帯のうち保育を必要とする時間)	開所時間	月～土曜日	7:15～18:15
	利用時間帯	標準時間認定	7:15～18:15
		短時間認定	8:30～16:30
	延長保育	短時間認定	7:15～8:30
16:30～18:15			

(5) 利用料等

保育料	朝倉市が定める額				
副食費	月額4,500円				
延長保育料		7:15	8:30	16:30	18:15
	標準時間認定			—	
	短時間認定	1回100円		—	1回100円
保険代	250 円/年				
保護者会費	700 円/月				
絵本代	実費相当				

(6) 利用の開始、終了

入所（利用開始）	朝倉市が行った利用調整により本所に入所決定され、支給認定を受けた保護者が重要事項説明書等に同意した後に保育の提供を開始します。
退所（利用終了）	<p>以下の場合には保育の提供を終了するものとします。</p> <p>(1) 児童が小学校に就学したとき</p> <p>(2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき</p> <p>(3) その他保育の利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき</p>

(7) 緊急時における対応

<p>【病気】 保育中に、児童に病状の急変、その他緊急事態が起きた場合、保護者への連絡及び囑託医や児童の主治医に相談するなど必要な措置を行います。</p> <p>【事故】 保育中に事故が発生した場合、保護者へ連絡するとともに、必要な措置を行います。また、事故の状況等を記録し、原因の解明を行うとともに再発防止に努めます。</p>
--

(8) 非常災害対策

非常その他急迫の事態に備え、毎月1回の避難訓練及び消火訓練を行います。その他、自然災害や不審者に備えた訓練を行います。
---

(9) 虐待防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員研修の実施やその他必要な措置を行います。
---

(10) 保育内容に関する相談・苦情

◇当保育所の相談・苦情受付窓口

苦情解決責任者	保育所長	梅野 裕美	
受付担当者	主任保育士	吉武 美江	
第三者委員	主任児童委員	木村 かおる	
	主任児童委員	荻野 美智子	

◇行政機関の相談・苦情受付窓口（月～金曜日、年末年始、祝日を除く）

朝倉市子ども未来課保育所係	0946-28-7566（直通）	平日8:30～17:15
福岡県運営適正化委員会事務局	092-915-3511	平日9:00～17:00